

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（衆第二

号）（衆議院提出） 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十号。以下「平成十七年改正法」という。）附則第三項の規定に基づく経過措置の算定基礎額を一般職の職員に準じて改定すること。

二、平成十七年改正法附則第三項の規定による給料の支給期間を平成二十六年三月三十一日までとすること。

三、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。

四、この法律の施行の日以後最初に受ける期末手当等について特例を設けること。